

# 初等中等教育におけるシステム間連携のための 相互運用標準モデル セルフチェックシート 運用の手引き

## 1. はじめに

初等中等教育におけるシステム間連携のための相互運用標準モデル（以下「相互運用標準モデル」という。）は、初等中等教育における教育のデータ利活用の推進のため、システムの相互運用に必要な技術的な仕様及び関連する運用に関する指針を定めています。相互運用標準モデルの実装の推進及び相互運用標準モデルに則ったデータ連携の取組の普及に向けて、相互運用標準モデルに準拠する製品・サービスである旨を、製品・サービスの事業者自身が確認、公表するセルフチェックの仕組みを設け、これを推奨します。セルフチェックの対象は、相互運用標準モデルにおいて規定のある製品・サービスのうち学習 e ポータル（※）の提供事業者としています。

※ 相互運用標準モデル P.10 「1. ドキュメントの目的」 参照

セルフチェックの意義として以下の点が考えられます。

### ① 学校設置者及び学校による選定の際の参考資料

- 相互運用標準モデルへの準拠を明示することで、学校設置者及び学校が相互運用標準モデルに準拠した製品・サービスを選定する際の参考資料として活用できます

### ② 異なる製品・サービス間の相互運用性の認知向上

- 相互運用のハブとなる学習 e ポータルが、相互運用標準モデルへの準拠を明示することで、他の事業者が安心して相互に運用可能であることを認識できるようになります

### ③ 標準仕様の普及促進による教育環境の向上

- セルフチェックによる相互運用標準モデルへの準拠状況が公表されることで、業界全体での標準化が進み、教育現場における利便性の向上と公平な学習機会の提供に寄与します

## 2. セルフチェックシートおよび本書の目的

### 2.1. セルフチェックシートとは

セルフチェックシートとは、学習 e ポータルを提供する事業者が、相互運用標準モデルにて定められた技術仕様及び運用に関する指針に準拠していることを自主的にチェック（セルフチェック）する文書です。また、本セルフチェックシート及び記載内容に関連する情報は、自社の Web ページにおいて公表していただくとともに、デジタル庁の教育 DX サービスマップ（実証ベータ版）<sup>1</sup>に掲載することを推奨しています。

### 2.2. 本書の目的

本書は、セルフチェックシートの作成と運用（公開、更新・修正）に関する手引きです。本書を参考にセルフチェックに取り組んでいただくよう、お願いいたします。

---

<sup>1</sup> <https://ppp-education-dx.jp/>

### 3. セルフチェックシートの構成要素と作成方法

セルフチェックシートは、以下の内容で構成されています。本章では各項目に関しての作成方法を記載します。

#### ① 対象製品・サービスの宣言

- 製品・サービスの基本情報を記載します

セルフチェックシートでの必要な対応:

- ✓ セルフチェックを実施する製品・サービス名の記載

#### ② 技術仕様の実装状況の確認

- セルフチェックを行う製品・サービスが相互運用標準モデルの技術仕様に準拠しているか、及び実装している相互運用標準モデルのバージョンを記載します
- なお、「相互運用標準モデルに準拠している状態」とは、相互運用標準モデル「1.1 学習 e ポータルの機能要件」に示されている「表 1-1 学習 e ポータル機能一覧」において、「MUST」と記載された全ての機能が実装されていることを指します

セルフチェックシートでの必要な対応:

- ✓ 当該製品・サービスが相互運用標準モデルに準拠して実装していることを記載（チェック方式）
- ✓ 実装した相互運用標準モデルのバージョンの記載

#### ③ 運用に関する指針の遵守の宣言

- 最新の相互運用標準モデルの運用に関する指針を確認し、セルフチェックを行う製品・サービスにおいてそれを遵守することを表明します
- 確認する運用指針の対象は、相互運用標準モデルの運用に関する指針のうち、各項目の末尾に【学習 e ポータル】と記載がある項目です
- 運用に関する指針の遵守を宣言するにあたり特に留意事項を表明したい場合には、特記事項欄にその内容と理由を付記してください

宣言に必要な対応:

- ✓ 対象とする運用に関する指針の内容を確認し、遵守することを記載（チェック方式）
- ✓ 特記事項欄について不要な場合は 空欄 または、「なし」と記載。特に表明したい留意点がある場合、留意点の内容と、その理由について記載（自由記述）

#### ④ セルフチェックに係る担当者・問合せ先に関する情報

- セルフチェックシートの確認日、企業・団体名及び問合せ先等を明確にします

宣言に必要な対応:

- ✓ セルフチェックシートの確認日、記載を行った企業・団体名、責任者（役職は問わない。なお氏名の記載は必須としないが、氏名を記載しない場合は責任者の役職名等を記載すること）、担当の部署及び連絡先（メールアドレス（部署代表アドレスも可）又は電話番号）を記載

## 4. セルフチェックシートの運用（公開、更新・修正）方法

### 4.1. 公開までの手順

本章では、セルフチェックシートを公開するまでに必要なステップ、公開手順について説明します。

#### ① セルフチェックシートフォーマットの入手

- セルフチェックシートのフォーマット (Word 形式) を入手してください

セルフチェックシート入手先: [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/data\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00001.htm)

#### ② セルフチェックシートの記載

- 入手したセルフチェックシートのフォーマットを開き、「3. セルフチェックシートの構成要素と作成方法」を参考にしてセルフチェックシートを記載してください。なお、フォーマットは、必要箇所以外は編集できない仕様となっています

#### ③ セルフチェックシートの公開

- 記載後、Word 形式のセルフチェックシートを PDF 化し、当該の製品・サービスの Web ページに掲載してください
- Web ページへの掲載方法は指定しませんが、学校設置者やツール事業者等が必要に応じて参照することが想定されるため、誰でも簡単にアクセスできるような場所への掲載をお願いします
- なお、デジタル庁が公開している教育 DX サービスマップ（実証ベータ版）の学習 e ポータルページにおいてセルフチェックシートを公開している WEB ページの URL を記載する欄が用意されています。幅広い周知の観点から教育 DX サービスマップ（実装ベータ版）へ当該 WEB ページの URL の掲載を推奨します。掲載にあたっての詳細は教育 DX サービスマップ（実証ベータ版）の WEB サイトより、事務局へお問い合わせください
- （補足）教育 DX サービスマップ（実証ベータ版）には、相互運用標準モデルに係る項目として、実装している相互運用標準モデルのバージョンや、機能等に関しての項目も設けられています。こちらはセルフチェックとは別の取り組みとなりますが、セルフチェックシートで宣言した内容と齟齬がないよう記載いただくことを推奨します

### 4.2. セルフチェックシートの更新・修正

セルフチェックシートは以下の場合において更新・修正が必要となります。更新や修正は各事業者の責任において適切に行ってください。また、更新や修正に関して、学校設置者や関連する事業者等への周知は各社の責任をもって行ってください。

#### ① 相互標準モデルのバージョンに更新があった場合

- 相互標準モデルのバージョンに変更があった場合、セルフチェックシートのフォーマットも更新されます。最新のフォーマットに従って、セルフチェックシートの記載を行い、公開の手続きをお願いします。前述の教育 DX サービスマップ（実証ベータ版）の更新手続きも実施してください
- 運用に関する指針については最新のバージョンの記載内容を確認し、チェックを行ってください
- 技術仕様については、その時点で実装している標準のバージョンを明記してください。技術仕様についてもアップデートした場合は、下記、②に従ってください
- （補足）相互運用標準モデルのバージョンが更新された場合、運用に関する指針は最新のバージョンの内容に準拠する旨を宣言いただく必要があります。一方で、技術仕様の実装バージョンに関しては各社の実装スケジュールに準じて、製品・サービスに実装された際に更新をお願いします。

#### ② 当該の製品・サービスにおいて実装する仕様に変化があった場合

- セルフチェックの対象となる製品・サービスの実装する仕様に変化があった場合、その内容に従って新たにセルフチェックシートを記載し公開してください。例えば、相互運用標準モデルの最新バージョンの技術仕様を実装したケースなどが考えられます。前述の教育 DX サービスマップ（実証ベータ版）の更新手続きも実施してください
- また、相互運用標準モデルの準拠を取りやめる場合は、セルフチェックシートの公開の停止及びその旨の周知を行ってください

### 5. セルフチェックの結果と実態に不一致があった場合

本取り組みは、業界全体の健全な運営を促進するために、各事業者が自主的に相互運用標準モデルに準拠していることを確認し、適切に運用することを前提としています。

セルフチェックの結果と実態に不一致があった場合、本取り組み自体には罰則規定は設けられておりません。またセルフチェックシートが法的責任を伴うものではありません。

ただし、実際の運用においては、学校設置者や他の事業者との契約条件に基づき、適合宣言の内容が責任の一部となる場合があります。したがって、事業者は相互運用標準モデルの趣旨を十分に理解し、適切な運用を継続することが求められます。

万が一、セルフチェック結果と実態に不一致があった場合には、その旨を適切に学校設置者や関連する事業者等に周知してください。

以上